

観世流の『国栖』の詞章とその来歴

天野文雄

天智天皇の薨後、大海人皇子(天武天皇、
 淨見原の天皇)と大友皇子の皇位争い(壬申の
 乱)をめぐる『源平盛衰記』や『宇治拾遺物語』
 にみえる逸話を素材にした『国栖』は、現在、
 五流の上演曲であるが、その詞章は観世流の
 みが他の四流と少なからず異なっている。た
 とえば、観世流では、他流が「淨見原の天皇」
 としているのを、「やごとなきおん方」あるい
 は「よしあるおん方」とし、他流が「大友の皇
 子」としているのを、「何某の連」あるいは「ま
 ぢかき人」として臙化している。また、それ
 に連動させて、他流の「落ちゆく道の果てま
 でも」を「分け行く道の果てまでも」とし、「た
 だならぬ雲間の気色やな」を「ただならぬ空の
 気色やな」、「露霜にひき濡れたまへども」を
 「露霜に萎れたまへども」、「舟ひき起こし玉
 体の」を「舟ひき起こし尊体の」、「君十善の余
 慶に超え(こたへ)」を「積善の余慶かぎりな
 く」、「万乗の位」を「蟠龍の雲居」などとし
 ている。違いはこれ以外にも少なくないが(天
 女の舞事についても、観世だけが「天女の舞」
 のほか「楽」とする場合もある)、これら観世
 流の詞章の特色は主として現在は子方として

登場する淨見原の天皇(天武天皇)や、能には
 登場しない大友皇子の臙化や待遇表現にある
 と認められる。

このような観世流の『国栖』の詞章について
 は、昭和五年の『謡曲大観』や昭和五十一年の
 日本古典文学全集『謡曲集』に他流との違いが
 詳細に示され、近年の『能楽大事典』などでも
 留意されているが、論考としては、はやく
 斎藤香邨氏が昭和三年十一月同四年一月
 の『大観世』に寄せた「国栖の変遷」で取り上
 げている。ここでは当時の観世流の詞章(大
 正九年〜十年刊行の「大正正本」と明暦三年
 (一六五七)刊の野田本、元禄三年(一六九〇)
 刊の山長本、明和二年(一七六五)刊の明和改
 正謡本(いずれも観世流)などの対照表を掲
 出して、当時の観世流の『国栖』の詞章が後代
 の改変であり、その改変はまず観世元章の明
 和改正謡本においてなされたこと、しかしそ
 の詞章は明和改正謡本とおおよそは重なる
 が、かならずしも明和改正謡本と同じではな
 いこと、そしてその詞章が生まれたのは明治
 に入ってからであること、それには京都の片
 山家の関与があったらしいことなどが述べら

れている。

以上の見解に少し補足すると、明和改正謡
 本における『国栖』の詞章の改変はかなり大幅
 なものであり、「大友の皇子」を「なにがしの
 連」と変えるなど、例によって貴人を憚った
 改訂も認められるが、意外なことに、「淨見
 原の天皇」は旧来の観世流のまま、改訂さ
 れていない。それについて、斎藤稿の時代
 の詞章は明和改正謡本に近いものの、「淨見
 原の天皇」も「やごとなきおん方」「よしある
 おん方」と変えられ、より貴人を憚る形にな
 っている。そして、それが現在の観世流大成
 版に継承されているのである。

なお、明和改正謡本といえ、現在の観世
 文庫には、貼紙によつて詞章改訂が施された
 『国栖』の写本が伝存しているが、この改訂の
 しかたは中尾薫氏の論考「田安宗武と明和改
 正謡本―田安家旧蔵「版本番外謡本」の書込みを
 めぐる―」(『能と狂言』二、平成十五年)にお
 いて、観世元章による明和の詞章改訂の過程
 を伝える資料として紹介されたものと同じで
 ある。その観世文庫本『国栖』の改訂後の詞章
 は明和改正謡本とほぼ一致するが、一方、異
 なる点も少なくない。たとえば、明和本の「淨
 見原の天皇」は観世文庫本ではどの本にもな
 い「大海人の皇子」と改められており、一方、
 明和本の「なにがしの連」は観世文庫本では観
 世流本来の「大友の皇子」のままなのである。
 このあたり、明和改正謡本刊行を前にして、
 貴人を臙化しようという方針と史実にも合わ
 せたいという方針とのあいだで揺れていた元

章の苦心が窺われるのだが、これによって観世文庫本『国栖』の改訂詞章が明和改正謡本に定着する以前の詞章であることが知られる。観世流の『国栖』の詞章が現在の形になるまでには、このような段階もあったのである。

また、斎藤氏が観世流の詞章の改変には片山家の関与があつたらうとしているのは、氏自身の伝聞をもとにしたものだが、これについては筆者はコメントする材料を持ちあわせていない。また、斎藤氏が改変の時期を維新後としたのは、明治十四年に檜常介が刊行した別組本の詞章が当時の観世流の詞章(大正本)と同じだったことに拠るらしい。斎藤稿に掲出された対照表に「明治本及観世本」とある「明治本」が明治十四年の別組本のことであろう。「観世本」はもちろん昭和三年当時の観世流の正本「大正本」である。

ところで、その明治十四年の別組本『国栖』の詞章は、天保十一年(一八四〇)の刊記をもつ、「別組(別能)二十八番中の『国栖』と同じである。天保十一年には内組一〇番、外組六十二番の観世流謡本が刊行されており、それを補って二百番とすべく刊行されたのが「別組」二十八番であるが、この「別組」は天保十一年の刊記をもつものの、実際の刊行はそれ以後のようで、その時期は幕末から明治初期という幅をもつて考えられている。とすれば、他流とは異なる『国栖』の詞章の出現は明治に入ってからとする斎藤氏の見解は、天保十一年刊の刊記をもつ「別組」の刊行が明治初期頃という主張でもあることになる。斎藤稿

ではそのあたりが明確ではないが、「別組」の刊行が明治に入ってから可能性は高いのではないだろうか。

いづれにしても、現在の観世流大成版の詞章は本来のものではなく、それが現在のよう
に改変されたのは、明治初期以前となるわけ
で、その改変は『蟬丸』など皇室にかかわる能
の上演が自粛されたりした、昭和初年の戦時
下の能楽統制とはかわりがないことにもなる。
また、明和の改正前の本来の観世流の詞
章は、他の四流とほぼ同じであり、その古詞
章は「淨見原天皇」や「大友皇子」を明示する点
でも一致している。つまり、それが『国栖』本
来の詞章だったのである。

一方、同じ観世流ではあるが、現在の梅若家の『国栖』の詞章は本来の観世流や他の四流の詞章に近く、たとえば、現行観世流の「やごとなきおん方」「よしあるおん方」は「淨見原の天皇」とし、「なにがしの連」「まぢかき人」は「大友の皇子」としている。この梅若家の詞章は本来の観世流詞章に「別組」の『国栖』も参照し、ごく一部に明和改正謡本の詞章も用いたもので、大正十年に梅若万三郎、観世鏡之丞(華雪)と梅若流樹立を宣言した梅若六郎(二世梅若実)が昭和六年から九年までのあいだに刊行した「梅若流謡本」の『国栖』と同じである。それが昭和初年くらい頃まで溯るかが気になるが、現時点ではそれはよく分らない。『梅若実日記』によると、明治八年六月に初世梅若実が『国栖』を「再興」しているが、初世実はこの頃から「別組」の能を数多く

「再興」していることや他の徴証からも、この『国栖』は現行観世流と同じ詞章の「別能」に拠った可能性が高い。結局、梅若家が現在のよ
うな詞章で『国栖』を演じるようになった時期
は昭和初年の「梅若流謡本」刊行以前としか言
えないのだが、いづれにせよ、梅若家の『国栖』
の詞章が観世流と異なっているのは、大正に
入ってから表面化する、いわゆる観梅問題が
その背景として想定されるように思う。

以上のように、現在の観世流の『国栖』の詞章は複雑な来歴をもっているのだが、この詞章は、斎藤香邨氏も「あつたら名曲を何故斯ういふ拙いものにしてしまつたか」と慨嘆しているように、総じて演者や関係者には不評である。というのも、『国栖』が壬申の乱にかかわる曲であることは他流の詞章からも明らかなのに、現在の観世流の詞章では、「淨見原の天皇」や「大友皇子」の名が臆化されていて、それが壬申の乱にまつわるできごとであると分かるのは、キリの「国土を改め、治むる御代の、天武の聖代、畏き恵み、あらたなりける、ためしかな」においてだからである。しかし、同じ観世流だが現在の鏡之丞家や鏡仙会では、「淨見原の天皇」や「大友の皇子」を明示した詞章で『国栖』を上演している。本日の『国栖』もそのかたちで上演されるが、それは昭和五十三年に亡くなった観世寿夫氏の判断だという。これには傍証もあって、平成二十一年四月の『観世』に掲載された「インタビュー」(『国栖』をめぐる)で、故片山慶次郎氏が、聞き手の小辰恭子氏にたいして、

以前、寿夫さんが「詞章はこっちのほうがいいよ、筋が通るよ」ということで、例えば、初回の「さもやごとなき御方とは」というのを、「さも淨見原の天皇とは」と戻されました。それで、僕らも稽古や地謡をするのに「淨見原天皇」と覚えたことがあります。今も半々くらいでやっているけれど。

と発言している。寿夫氏は昭和三十八年に『国栖』を演じているから、鍬之丞家あるいは鍬仙会が『国栖』を本来の詞章に近い文句で上演するようになったのは、それ以来であろうか。さすが観世寿夫、である。なお、そのインタビューでは聞き手の小辰恭子氏が齋藤香邨氏の稿を紹介されていることも付言しておく。

さいごに、その齋藤氏の稿に戻ると、同氏は三号にわたった稿を、『国栖』がこのように貴人を憚る詞章に改変されたことについては、「別組」二十八番の詞章を調査する必要があるという提言で結んでいる。それに導かれて「別組」を瞥見したところ、はたして、ごくわずかながら、『放生川』『摂待』『昭君』『吉野静』などに、それまでの観世流の詞章とは異なる、『国栖』と同じような貴人にかかわる待遇表現についての改変が認められた。そのような「別組」詞章の改変がいつのことで、また何人の手になるものか。それは現行の大成版の来歴にかかわることがらでもあるが、その点の解明は今後の課題となろう。

(京都造形芸術大学舞台芸術研究センター所長)